

鹿市議 第521号

令和5年6月28日

市議会議員 殿

市議会議長

川越桂路

議案の追加送付について

今議会に対し、次の議案1件の追加提出がありましたので、別紙のとおり送付します。

記

第27号議案 鹿児島市議会議員の請負状況の公表に関する条例制定の件

定第27号議案

鹿児島市議会議員の請負状況の公表に関する条例制定の件

鹿児島市議会議員の請負状況の公表に関する条例を次のように制定する。

令和5年6月26日

提 出

鹿児島市議会議員 佐藤 高 広
" 伊地知 紘 徳
" 平山タカヒサ
" 中元 かつあき
" 米山 たいすけ
" 中 原 力
" 長 浜 昌 三
" 崎元ひろのり
" 古 江 尚 子
" 志 摩 れ い 子
" のぐち英一郎

鹿児島市議会議員の請負状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、鹿児島市議会議員（以下「議員」という。）が鹿児島市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負状況を公表すること等により、請負状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過す

る日までの間)に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度(議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。)における鹿児島市に対する請負(当該前会計年度において支払を受けたものに限る。)について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額(契約金額が定められている請負に限る。)

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告(同条第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行し、令和5年度における請負から適用する。

(提案理由)

鹿児島市議会議員が鹿児島市に対し請負をする者又はその支配人である場合における請負状況を公表すること等により、請負状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の適正を図るものである。